

令和2年6月19日

新型コロナウイルスに関する緊急事態の解除によるQSTの対応について

5月25日に、政府の新型コロナウイルスに関する緊急事態が全都道府県について解除されたことを踏まえ、新型コロナウイルスに関するQSTの対応を以下のとおり見直しました。

本部及び各拠点では、地方自治体からの要請がある場合には当該要請に従うとともに、段階的な事業の再開及び所属する職員の可能な範囲での在宅勤務等を行うこととしました。

引き続き、業務の一部に通常時とは異なる状況等が生じることが予想されますが、ご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。

QST病院では、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、新規を含めて診療を継続しています。詳しくはQST病院ホームページの「お知らせNEWS」をご覧ください。

<https://www.nirs.qst.go.jp/hospital/notification/innaikansen/004.php>

QSTが主催するイベントや会合等は、引き続き当面(7月末日まで)の間は、原則として開催いたしません。

また、きつづ光科学館ふおとも、当面の間開館を見送ります。

2. 感染防止のための取り組み

QSTでは、国、地方自治体等の推奨する感染防止のための取り組みを引き続き実施していきます。

本件に関する新たな情報は、本ウェブサイトでお知らせします。